

通常国会提出法案等の審議状況等について

- 1 社会保険庁改革関連法案等（ねんきん事業機構法案、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件）

＜ねんきん事業機構法案＞

- ・社会保険庁を廃止し、新たにねんきん事業機構を設置するとともに、適正な事業運営を確保するための措置を講ずる。

【平成20年10月施行（一部を除く）】

＜国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案＞

- ・国民年金事業等について、サービスの向上、保険料の納付の促進、公正で透明かつ効率的な事業運営の確保などの措置を講ずる。

【改正事項ごとに施行期日を規定】

＜地方自治法第156条第4項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件＞

- ・国民年金の保険料の徴収対策の強化、窓口の混雑の解消等を図るため、平成十八年度において、越谷市等の三カ所に新たに社会保険事務所を設置する。

○国会提出	平成18年3月10日
○審議	
・衆議院本会議趣旨説明、質疑	平成18年5月18日
・衆議院厚生労働委員会提案理由説明	平成18年5月19日
・同 質疑①（6時間）	平成18年5月24日
・同 質疑②（6時間）	平成18年5月26日
○衆議院において継続審議となった。	

2 健康保険法等の一部を改正する法律案

<医療費適正化の総合的な推進>

- ・医療費適正化計画を策定する。
- ・保険者に対し、一定の予防健診等の実施を義務付ける。

【平成20年4月施行】

- ・現役並み所得を有する高齢者の患者負担の見直しなど、保険給付の内容・範囲の見直しを行う。

【平成18年10月施行】

<新たな高齢者医療制度の創設>

- ・後期高齢者（75歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度を創設する。
- ・前期高齢者（65歳～74歳）の医療費に係る財政調整制度を創設する。

【平成20年4月施行】

<政府管掌健康保険の公法人化>

- ・国とは切り離れた全国単位の公法人（全国健康保険協会）を保険者として設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。

【平成20年10月施行】

○国会提出	平成18年2月10日
○衆議院厚生労働委員会（可決）	平成18年5月17日
○衆議院本会議採決（可決）	平成18年5月18日
○参議院厚生労働委員会（可決）	平成18年6月13日
○参議院本会議採決（可決、成立）	平成18年6月14日
○公布	平成18年6月21日

3 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

・企業の駐在員などがカナダでの滞在期間中に日本とカナダの年金保険料を二重払いしなければならないといった問題や、外国での滞在期間が短いために年金給付が受けられないといった問題を解消するため、いずれかの国の年金制度にのみ加入すればよいことや両国年金加入期間を通算するなどの措置を講ずる。

【協定の効力発生の日から施行】

○国会提出	平成18年3月10日
○参議院厚生労働委員会（可決）	平成18年4月11日
○参議院本会議採決（可決）	平成18年4月12日
○衆議院厚生労働委員会（可決）	平成18年6月2日
○衆議院本会議採決（可決、成立）	平成18年6月6日
○公布	平成18年6月14日

※併せて今国会において、「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定」も承認された。

4 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案

- ・簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進する。

< 社会保険庁関連 >

○特別会計改革

- ・厚生保険特別会計及び国民年金特別会計は、平成19年度において統合するものとし、事務及び事業についてその合理化及び効率化を図る。
- ・船員保険特別会計については、船員保険制度の在り方を平成18年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、平成22年度までを目途に労災保険又は雇用保険に相当する部分を労働保険特別会計に統合し、それ以外の部分について全国健康保険協会等への移管その他の必要な措置を講じる。

○総人件費改革

- ・公共職業安定所の職業紹介、職業指導等、厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険料の収納、相談等、刑事施設の運営に関する業務並びに給与の計算等の定型的な業務は、その実施を民間にゆだねる方策を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

【公布の日から施行】

○国会提出	平成18年3月10日
○衆議院行政改革に関する特別委員会（可決）	平成18年4月19日
○衆議院本会議採決（可決）	平成18年4月20日
○参議院行政改革に関する特別委員会（可決）	平成18年5月25日
○参議院本会議採決（可決、成立）	平成18年5月26日

5 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（市場化テスト法案）

- ・ 国の行政機関等または地方公共団体がみずから実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点からこれを見直し、官民競争入札または民間競争入札に付することにより公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続等を定めるもの。

<国民年金法等の特例について>

- ・ 国民年金保険料の収納業務について、競争入札の対象となる公共サービスとして規定。
- ・ 当該業務を行う公共サービス実施民間事業者は、納付を拒む滞納者に対し、保険料納付の請求を行うことを可能とする（弁護士法の特例）。

【公布の日（6月2日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行】

○国会提出	平成18年2月10日
○衆議院行政改革に関する特別委員会（可決）	平成18年4月19日
○衆議院本会議採決（可決）	平成18年4月20日
○参議院行政改革に関する特別委員会（可決）	平成18年5月25日
○参議院本会議採決（可決、成立）	平成18年5月26日